



大津市公報

平成24年7月6日
号外(第39号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

| | |
|--------------------------------|---|
| ○ 規 則 | |
| 91 大津市公印規則の一部を改正する規則 | 1 |
| 92 大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| 93 大津市理容師法施行細則の一部を改正する規則 | 2 |
| 94 大津市美容師法施行細則の一部を改正する規則 | 2 |
| 95 大津市在日外国人老齢福祉金支給規則の一部を改正する規則 | 2 |
| 96 大津市在日外国人障害福祉金支給規則の一部を改正する規則 | 3 |
| 97 大津市営霊園条例施行規則の一部を改正する規則 | 3 |
| 98 大津市勤労者教育資金融資規則の一部を改正する規則 | 3 |
| ○ 告 示 | |
| 153 公印の新調について | 5 |

規 則

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年7月6日

大津市長 越直美

大津市規則第91号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則(昭和48年規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1職印の表大津市長之印の部に次のように加える。

| | | | | | | |
|-----|------|-----|-----------|---------|---|----------------|
| 5の2 | 15の2 | てん書 | 縦4 横20 | 1 36 | 住民基本台帳カードの記載事項 の変更並びに在留カード及び特 別永住者証明書に記載する住居 地の確認用 | 戸籍住民課長 各支所長 |
|-----|------|-----|-----------|---------|---|----------------|

別表第2職印の項第5号の次に次の1号を加える。

(5の2)

大津市長之印

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年7月6日

大津市長 越直美

大津市規則第92号

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 大津市手数料条例施行規則(平成13年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第29項第1号」を「別表第28項第1号」に改める。

第3条中「別表第30項ただし書」を「別表第29項ただし書」に改める。

第4条中「別表第56項」を「別表第55項」に改める。

第2条 大津市手数料条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第55項」を「別表第54項」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は平成24年7月9日から、第2条の規定は平成25年7月7日から施行する。

大津市理容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年7月6日

大津市長 越 直 美

大津市規則第93号

大津市理容師法施行細則の一部を改正する規則

大津市理容師法施行細則(平成21年規則第33号)の一部を次のように改正する。

様式第1号注第3項第4号中「外国人登録証明書」を「住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

大津市美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年7月6日

大津市長 越 直 美

大津市規則第94号

大津市美容師法施行細則の一部を改正する規則

大津市美容師法施行細則(平成21年規則第34号)の一部を次のように改正する。

様式第1号注第3項第4号中「外国人登録証明書」を「住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

大津市在日外国人老齢福祉金支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年7月6日

大津市長 越 直 美

大津市規則第95号

大津市在日外国人老齢福祉金支給規則の一部を改正する規則

大津市在日外国人老齢福祉金支給規則(平成5年規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「外国人登録(外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく外国人登録)を「外国人登録等(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(平成21年法律第79号)第4条による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号。以下「旧外国人登録法」という。)に基づく外国人登録)に、「帰化した者にあっては、」を「平成24年7月9日以後又は」に、「以後は」を「以後にあっては」に、「記載」を「記録」に、「次号において」を「以下」に改め、同項第3号中「外国人登録」を「外国人登録等」に改め、同条第2項及び第3項中「外国人登録」を「外国人登録等」に改める。

第4条第1項中「居住地変更登録がなされた者」を「旧外国人登録法第8条第1項に規定する居住地変更登録(以下「居住地変更登録」という。)がなされ、又は住民基本台帳法第22条第1項に規定する転入(以下「転入」という。)をした者」に、「変更登録後」を「居住地変更登録又は転入に係る手続後」に改める。

第5条第3項中「居住地変更登録がなされた者」を「居住地変更登録又は転入をした者」に改める。

様式第1号中「外国人登録」を「外国人登録等」に、「大津市長 様」を 「(宛先) 大津市長」に改める。

様式第4号から様式第6号までの規定中「大津市長 様」を 「(宛先) 大津市長」に改める。

附 則

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式第1号の規定による大津市在日外国人老齢福祉金支給申請書、様式第4号の規定による大津市在日外国人老齢福祉金受給権者公的年金受給届、様式第5号の規定による大津市

在日外国人老齢福祉金受給権者扶養義務者変更届及び様式第6号の規定による大津市在日外国人老齢福祉金未支給請求書は、当分の間、なお使用することができる。

大津市在日外国人障害福祉金支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年7月6日

大津市長 越直美

大津市規則第96号

大津市在日外国人障害福祉金支給規則の一部を改正する規則

大津市在日外国人障害福祉金支給規則(平成5年規則第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「外国人登録(外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく外国人登録)」を「外国人登録等(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(平成21年法律第79号)第4条による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号。以下「旧外国人登録法」という。)に基づく外国人登録)」に、「帰化した者にあっては、」を「平成24年7月9日以後又は」に、「以後は」を「以後にあっては」に、「記載」を「記録」に、「次号において」を「以下」に改め、同項第3号中「外国人登録」を「外国人登録等」に改め、同条第2項及び第3項中「外国人登録」を「外国人登録等」に改める。

第4条第1項中「居住地変更登録がなされた者」を「旧外国人登録法第8条第1項に規定する居住地変更登録(以下「居住地変更登録」という。)がなされ、又は住民基本台帳法第22条第1項に規定する転入(以下「転入」という。)をした者」に、「変更登録後」を「居住地変更登録又は転入に係る手続後」に改める。

第5条第3項中「居住地変更登録がなされた者」を「居住地変更登録又は転入をした者」に改める。

様式第1号中「外国人登録」を「外国人登録等」に、「大津市長様」を 「(宛先) 大津市長」に改める。

様式第4号及び様式第5号中「大津市長様」を 「(宛先) 大津市長」に改める。

附 則

- この規則は、平成24年7月9日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の様式第1号の規定による大津市在日外国人障害福祉金支給申請書、様式第4号の規定による大津市在日外国人障害福祉金受給権者公的年金受給届及び様式第5号の規定による大津市在日外国人障害福祉金未支給請求書は、当分の間、なお使用することができる。

大津市営霊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年7月6日

大津市長 越直美

大津市規則第97号

大津市営霊園条例施行規則の一部を改正する規則

大津市営霊園条例施行規則(平成6年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は外国人の登録」を削る。

第3条第1項中「又は外国人登録済証明書(以下「住民票記載事項証明書等」という。)」を削り、同条第2項及び第3項中「住民票記載事項証明書等」を「住民票記載事項証明書」に改める。

附 則

- この規則は、平成24年7月9日から施行する。
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において本市の外国人登録原票に登録されていた者であって、施行日以後引き続き本市の住民基本台帳に記録されているものに対する改正後の第2条第1号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原票に登録されていた期間は、本市の住民基本台帳に記録されている期間とみなす。

大津市勤労者教育資金融資規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年7月6日

大津市長 越直美

大津市規則第98号

大津市勤労者教育資金融資規則の一部を改正する規則

大津市勤労者教育資金融資規則(昭和60年規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「市町村民税」を「市町村税」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

第5条第1項第3号中「市町村民税の完納証明書」を「市町村税の納税証明書」に改め、同項第6号中「又は外国人登録原票記載事項証明書」を削り、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 誓約書(様式第2号)

第6条第1項中「様式第2号」を「様式第3号」に改める。

第9条中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

様式第3号を様式第4号とし、様式第2号を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第5条関係)

誓 約 書

私は、大津市勤労者教育資金の申込みをするに当たり、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、私が下記の事項に該当する者であるか否かについて、大津市が滋賀県警察本部に照会することを承諾します。

記

私は、次の各号のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用している者

(3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

附 則

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 改正後の大津市勤労者教育資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の融資に係る資金について適用し、同日前の融資に係る資金については、なお従前の例による。

告 示**大津市告示第153号**

公印を新調したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月6日

大津市長 越 直 美

職印

| 公印の名称 | 用 途 | 管 守 者 | 使用開始期日 | 印 影 |
|--------|---|---------|---------------|-----|
| 大津市長之印 | 住民基本台帳カードの記載事項の変更並びに在留カード及び特別永住者証明書に記載する住居地の確認用 | 戸籍住民課長 | 平成24年 7月9日 | |
| | | 小松支所長 | | |
| | | 木戸支所長 | | |
| | | 和邇支所長 | | |
| | | 小野支所長 | | |
| | | 葛川支所長 | | |
| | | 伊香立支所長 | | |
| | | 真野支所長 | | |
| | | 真野北支所長 | | |
| | | 堅田支所長 | | |
| | | 仰木支所長 | | |
| | | 仰木の里支所長 | | |
| | | 雄琴支所長 | | |
| | | 坂本支所長 | | |
| | | 日吉台支所長 | | |
| | | 下阪本支所長 | | |

| |
|----------|
| 唐崎支所長 |
| 滋賀支所長 |
| 山中比叡平支所長 |
| 藤尾支所長 |
| 長等支所長 |
| 逢坂支所長 |
| 中央支所長 |
| 平野支所長 |
| 膳所支所長 |
| 富士見支所長 |
| 晴嵐支所長 |
| 石山支所長 |
| 南郷支所長 |
| 大石支所長 |
| 田上支所長 |
| 上田上支所長 |
| 青山支所長 |
| 瀬田支所長 |
| 瀬田北支所長 |
| 瀬田南支所長 |
| 瀬田東支所長 |

